

## 郵政改革についての申入れ

平成16年12月21日  
自由民主党政務調査会

### (政府の「郵政民営化の基本方針」について)

9月10日、政府はわが党の了承を得ないまま「郵政民営化の基本方針」を決定した。その際、わが党としては「今後、政府の民営化方針を含む郵政事業改革問題について、国民生活・国民経済に資する視点に立って積極的に議論したうえで結論を得、政府がこれを尊重することを求めていくことにする」という基本的な考え方をとりまとめた。

### (自民党の政権公約)

一方、昨年の衆議院選挙に当たって、わが党は「郵政事業を2007年4月から民営化するとの政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年秋頃までに結論を得る」という公約を発表している。

### (国民に対する責任)

以上の経緯を踏まえ、わが党は特命委員会及び合同部会の場で、民営化反対、公社のままで改革すればいい、3事業一体の堅持という意見が多数ある中で議論を重ねてきた。議論の基本的な立脚点は、郵政改革が真に国民の利益に資するものでなければならないということである。この基本的立場に立って、わが党は国民に対する責任を果たすため、今後改革を進めるに当たっては、機能面に着目した下記1.以下の点を確実に実現することをまず政府に強く求めるものである。

さらに、公社が発足してまもないなどこれまでの経緯を含め郵政改革の意義・必要性について、明確な形で国民及びわが党に対する説明責任を果たすことを求める。いずれにしても、今後、わが党の申入れに対する政府の対応振りを見きわめつつ、改めてわが党としての最終的な判断を行うものである。

## **1. 郵便局ネットワークの活用と地域住民の利便性の向上**

### **(1) 郵便局ネットワークの維持**

- ・ 郵便局の配置について、現行水準の維持を義務付けなければならない。

### **(2) サービス水準の維持・向上**

- ・ 郵便だけでなく、貯金や保険のサービスについても、現行の水準のユニバーサルなサービスの提供を義務付けなければならない。
- ・ 郵便局は地域の生活インフラであり、さらに幅広いサービスを提供し、地域住民の利便性の向上が図られなければならない。
- ・ 改革により経営力を強化し、配達日や料金等の面で、改革の成果が利用者に還元されなければならない。

### **(3) 地域住民や利用者のニーズに沿った経営の確保**

- ・ 住民に身近な郵便局が、引き続き地域に根ざし、地域とともに発展していくよう、地域密着型の経営が確保されなければならない。
- ・ 引き続き、郵便局が地域住民の利便に資するよう、ワンストップサービス等、行政サービスの提供拠点としても機能を果たさなければならない。
- ・ 第3種、第4種郵便やひまわりサービスなど、社会や地域に貢献するサービスが引き続き提供されなければならない。

## **2. 健全な経営の確保**

- ・ 生活インフラとしての郵政事業は、将来にわたり、各事業とも強固な経営基盤に基づき健全かつ安定的に運営されなければならない。そのため、採算性について十分検証が行われなければならない。
- ・ 郵政職員が、引き続き公的な使命を担っているという誇りと自信を持って真心のこもったサービスを提供していくことができるよう、雇用の安定と職員のモラールの維持・向上に配慮しなければならない。

- ・ いわゆる民業圧迫に配慮しつつ、経営の自由度拡大により収益力・競争力が強化されなければならない。新規業務展開を含めた改革後の事業の将来性について、十分な検証がなされなければならない。
- ・ システム面での対応可能性についても、慎重な検証がなされなければならない。

### 3. 金融市場等との調和

- ・ 郵政改革は、自由な業務展開や資金の運用対象の拡大を図ることにより、国民経済の発展に寄与するものでなければならないが、他方で、いわゆる民業圧迫とならないよう十分留意しなければならない。
- ・ 特に、金融事業については、地域金融を含めたわが国金融システムの安定性に配慮しなければならない。

### 4. 郵政事業が果してきた公共的機能への配慮

- ・ わが国金融市场における郵便貯金や簡易保険の資金の規模の大きさに鑑み、国債の円滑な消化に十分配慮しなければならない。
- ・ 郵便局において、特別送達や住民票の交付等の公共的なサービスが引き続き提供されなければならない。

(以上)